

高鍋町告示第35号

平成29年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月2日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成29年6月8日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
緒方 直樹君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
青木 善明君	永友 良和君

○6月12日に応招した議員

同上

○6月13日に応招した議員

同上

○6月14日に応招した議員

同上

○6月19日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成29年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 常任委員会行政調査報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [高鍋町
税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 報告第1号 平成28年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成28年度高鍋町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 平成28年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成29年度
会計予算について
- 日程第9 報告第4号 平成28年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成29年
度会計予算について
- 日程第10 同意第4号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 同意第5号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 同意第6号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 同意第7号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 同意第8号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 同意第9号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 議案第29号 高鍋町庁舎非常用発電設備設置工事請負契約について
- 日程第18 議案第30号 蚊口西の二地区津波避難タワー建設工事請負契約について
- 日程第19 議案第31号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第32号 高鍋町子ども医療費助成に関する条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第33号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第34号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第23 議案第35号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第36号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸報告
（1）議長の会務報告
（2）常任委員会行政調査報告
（3）例月現金出納検査結果報告
（4）町長の政務報告
日程第3 会期の決定
日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町
税条例の一部改正について〕
日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について〕
日程第6 報告第1号 平成28年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7 報告第2号 平成28年度高鍋町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第8 報告第3号 平成28年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成29年度
会計予算について
日程第9 報告第4号 平成28年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成29年
度会計予算について
日程第10 同意第4号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
日程第11 同意第5号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
日程第12 同意第6号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
日程第13 同意第7号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
日程第14 同意第8号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
日程第15 同意第9号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
日程第16 同意第10号 高鍋町農業委員会の委員の任命について
日程第17 議案第29号 高鍋町庁舎非常用発電設備設置工事請負契約について
日程第18 議案第30号 蚊口西の二地区津波避難タワー建設工事請負契約について
日程第19 議案第31号 高鍋町税条例の一部改正について
日程第20 議案第32号 高鍋町子ども医療費助成に関する条例等の一部改正について
日程第21 議案第33号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第34号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第35号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第36号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（16名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	緒方 直樹君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	青木 善明君	18番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	川野 和成君	事務局長補佐	岩佐 康司君
議事調査係長	矢野 由香君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			河野 辰己君
政策推進課長	三嶋 俊宏君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	鳥井 和昭君	産業振興課長	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	横山 英二君	町民生活課長	山下 美穂君
健康保険課長	徳永 恵子君	福祉課長	中里 祐二君
税務課長	杉 英樹君	上下水道課長	吉田 聖彦君
教育総務課長	野中 康弘君	社会教育課長	稲井 義人君

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。

只今から、平成29年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。

平成29年第2回定例会の招集に伴い、去る6月5日、第3会議室において、委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして参加、執行部から副町長、総務課長、政策推進課長が参加、日程調整のため議会事務局長、補佐が参加して行われました。

今回は、4月1日からの法施行に伴い事務に支障を来さないための専決処分による条例の一部改正が2件、繰越明許について確定したことによる報告2件、株式の2分の1以上を有する法人等の決算及び予算の報告が2件、農業委員会が選挙から町長任命と法改正のため同意案件が7件、高鍋町庁舎非常用発電設備、津浪避難タワー建設にかかる契約案件2件、高鍋町税条例の一部改正と子ども医療費助成に関する条例等の一部改正、平成29年度一般会計補正予算（第1号）、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）など補正予算関係が4件、合計21件の議案であります。

執行部に対して意見を求めましたがございませんでした。専決処分及び同意案件につきましては、本日提案、本日、質疑、討論、採決となります。

次に、日程について事務局長より説明を受けました。今回の一般質問者は12名、6名ずつの2日間です。日程に対しても意見は出ませんでした。委員に対して、この日程で行うことを諮りましたが、異論はなく、この日程を進めることを決定いたしました。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、池田堯議員、2番、水町茂議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、常任委員会の行政調査報告を求めます。

まず、総務環境常任委員会の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） おはようございます。

総務環境常任委員会の行政調査について報告いたします。

日時は、5月15日と16日です。参加者は総務環境常任委員全員、議会事務局長、総務課長の8名で富山県と東京都練馬区を訪問し調査しました。

はじめに、富山県では県内就業率が高い理由についての調査を行いました。

現在、評価されている職場体験、「社会に学ぶ14歳の挑戦事業」はもともとは、いじめ、不登校の増加に対応するため、1999年、27校、938事業所の受け入れで始まり、現在は県内全85校、3,000箇所以上の事業所で行われています。

この5日間の活動を通して、社会とふれあい、規範意識や社会性、責任感等が育成され、また、みずからの可能性を見つける機会とするものです。この14歳の挑戦のほか学校で職場の人が話す「13歳の学び」や、大学生がどのような理由で高校を選んだかなどを話す「15歳の選択」。

また、高校生にはいきなり就活する前に社会への第一歩として、インターンシップというみずからの学習や進路に関連した就業体験が行われています。さらに、県外に進学した学生に対しては、無料の就活バスツアーなどを行って、県内就業率を高めています。しかしながら、高い地元就業率は豊かな水資源をもとに化学や金属などの工業が発達し、常に多くの人を求める企業があるということが大きな要因であるのではと思われました。

次に、東京都練馬区で「高齢者等ごみ出し事業『あしすと』」について調査しました。

これは、地域の良好な住環境を保全することを目的に、高齢者や障がい者でごみの搬出ができないと、練馬区が判断した世帯に行うもので、希望者に行うものではないものであります。

近年、いわゆるごみ屋敷などごみへの対応ができない世帯の増加に対し、福祉部や健康部の担当課が支援の必要な世帯を把握し、支援が必要と認めた場合、当該世帯または親族からの了解を得た後、清掃事務所あしとへの依頼を行い、清掃事務所が担当課と現地立ち会いを行い処分を行います。

住居内の分別、運び出しは無料ですが、廃棄物処理手数料は45リットル1袋200円です。近年、本人の死亡や施設箇所、引っ越しなどに対する事例が多くなっているとのことでした。本町でも個々の事例には担当課で対応しているようですが、今後、確立した対応が必要が事業であると思われました。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） おはようございます。

産業建設常任委員会の行政調査について報告いたします。

日時は5月10日から11日までの2日間、委員3名、事務局1名、産業振興課課長1名の合計5名で福岡県の遠賀町、山口県的美祢市を訪問調査いたしました。

なお、事前に調査項目をお願いしてありましたので、主にその項目に基づいて報告させていただきます。

1日目の福岡県遠賀町の商店街振興について報告させていただきます。

福岡県遠賀町は、北九州地方に位置する町で福岡市と北九州市との中間にある町で、水と緑に囲まれた自然豊かな土地で、遠賀川駅とその少し北側の国道3号線、東側には遠賀

川が流れ、ベッドタウンとして発展しています。

面積22.15平方キロメートル、人口は約1万9,300人で町の農業としては、稲作が盛んです。平成の合併も遠賀市となる予定でしたが、協議会が解散し現在は単独できめ細やかなまちづくりを推進しております。

はじめに商店街振興についてですが、遠賀町は現在、駅前商店街がシャッター街に多くなっているため調査したところ、年齢別地区別人口を見ると商店街周辺における高齢化が進行していたため、これを重点課題と位置づけ、商店街の集客力を再生するための新たな店舗開発に向けた仕掛けづくりが必要とし、また商店街活性化を動かす起動力のある組織づくり、人材づくりが必要とし、新たな実行挑戦により商店街の好循環のサイクルをつくり出すことを理念に町内外から新たな集客を呼び起こす仕掛けづくり、新たなインベーション人材の誘致、職を通じた産業連携ネットワークの構築、コミュニティーの活動の場として活用機会拡大、商店街魅力の情報発信の強化、北九州市との連動性を考えた集客の仕掛けづくり、実践に向けた民間による自主運営組織の設立、商店街組織力の強化に努めているところで、第二次遠賀商店街振興計画、新たな実行調整により商店街の好循環のサイクルをつくり出すという計画でした。

多数の資料と説明があり、非常に興味ある計画を官民一体となって行っていく姿勢に我々も大変興味を持ちました。また、基本的な施策の取り組みとして、幅広い資源を生かしたマルシェ、土曜夜市、朝市の開催、キッチンカーをテーマとしたイベント開催、商店街をアピールとしたフリーマーケットの開催、商店街エリアの未利用地を利用した拠点づくり、町民起業による出展機会の創出、起業家の実践となるチャレンジショップの実施、地元農産物を利用した農商工連携による飲食サービス、特産品の開発、コミュニティショップ、空き家店舗を利用した町民活動の場づくり、商店街情報の発信ツールの工夫、駅構内や商店街どおり内の案内看板の設置、新聞、雑誌、テレビ、ラジオのメディアとの連携強化、PR素材づくりなどいろいろな施策を組み、計画期間内の実施時期の目安を表にし、短期、1から2年、中期、2年から3年、後期、4年から5年に区分し、計画の進行管理を行っているとの説明があり、最近では遠賀町起業支援センターPIPITを開設し、遠賀町で起業するチャレンジするアナタを応援する。女性や、シニアが起業しやすい遠賀町ということで「PIひらめき」「PIT拠点」を組み合わせるPIPITと名付け、あらゆる情報をキャッチしながら、ひらめいたアイデアを形にしていく情報を実施しておられました。

遠賀町行政調査最後にPIPITも見学してまいりました。この建物は信用金庫の空き店舗を利用し、交流ラウンジや起業相談、起業に役立つ情報紙、商談やミーティングができるルーム、レンタルオフィスなどの施設空間があり、また女性や子どもにとってやさしいつくりで、授乳室や座って子どもを遊ばせながら打ち合わせができるちゃんこ部屋などのユニークな施設が完備され、情報をキャッチし発信していく未来の館、情報発信基地だと感じました。機会があれば2、3年後、また寄って聞いてみたい町とも思いました。

続きまして、2日目、山口県美祢市の6次産業の美祢市地域ブランド美祢コレクション認定の取り組みについて報告いたします。

山口県美祢市は山口県中央にある市で日本ジオパーク委員会により、美祢秋吉台ジオパークとして市内全域が日本ジオパークに認定されている市です。

面積472.64キロ平方メートル、人口は約2万6,159人で商業、工業や都市機能が集積し、中心市街地を形成している街で平成20年3月21日美祢市、美東町、秋吉町の1市2町で合併し美祢市となっております。美祢市は現在、美祢市6次産業が基本計画策定を行い、計画策定の趣旨として市民が夢・希望・誇りを持って暮らす交流拠点都市として美祢市としての位置づけ、新たな魅力や活力を生み出し、市民の生活の活気を高め次世代に対して明るい未来が託することができるよう市民一丸となった取り組み、多様な産業の活性化、新産業の創出、産品、製品、加工品などの高付加価値化などを進め、農林水産業者などをはじめとする関連産業の6次産業化に向けた取り組みを推進し、新たな市場、付加価値を創出するとともに、雇用の確保と所得向上を図っています。

基本方針として、市内産業の育成と発展、各種連携ネットワーク構築及びマッチングの推進、新産業の創出及び地域ブランド開発の推進をし、基本施策及び取り組みとして人材・組織の育成、情報収集と発信、商品開発の促進、販路の確保拡大、地域ブランドの確立など計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間で、市内産の農林水産物の加工、販売サービスに取り組む事業に対して補助金を交付し、20万円を限度とし補助金対象経費の2分の1以内。また地域ブランド化推進事業である6次産業推進事業のうち、補助金対象経費が60万円以上であり、美祢市の地域ブランドになり得る可能性のある加工品の開発など事業に対して補助金を交付し、限度額100万円とし補助金対象経費の3分の2以内としています。

それらの交付実績として、6次産業化振興事業が交付件数25件、金額414万7,000円、地域ブランド化推進事業では交付件数8件、金額759万8,000円の説明を受けました。

次に、地域ブランド認定制度で美祢市地域ブランド認定制度要綱を制定し、地域ブランド名、美祢コレクションとした。認定基準として信頼性及び安全性の商品のコンセプト、独自性、オンリーワン性、市場性及び将来性を設け、美祢コレクション審査会の設置をし、的として美祢コレクション申請品における審査は、専門的知識を有し、認定商品の情報発信ができ感情や人間関係にとらわれず、公平公正な審査を行うための設置を行い、提案、審議、成果、評価を行いながら現在29箇所の商店に美祢コレクション品57品目を美祢市ブランドとして置いてあります。

また、平成29年度中に第2次基本計画を作成予定とも報告がありました。美祢市行政調査最後に道の駅により多数の美祢コレクションを見学し、官民一体となった取り組み、また、農商工連携の成功した実例の現状を目と肌で体感できました。

以上で行政調査報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、文教福祉常任委員会の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） おはようございます。

文教福祉常任委員会の行政調査について報告をいたします。

日程は、5月16日から18日の3日間、委員5名、議会事務局係長1名と、教育総務課長1名の計7名で福井県永平寺町、福井県あわら市、石川県羽咋市を訪問し調査いたしました。

今年度の調査は、教育の向上を主な趣旨として行い、1日目の永平寺町は大本山永平寺をはじめとする多くの文化資源を有する人口約1万8,000人の町です。礼の心を重んじる教育を小さいころから家庭、地域、学校で日常生活の中に取り入れ、心を磨く善の心が町民に浸透し、恵まれた環境での文化が息づいているところです。

ふるさと永平寺町を誇りに思える魅力ある学校づくりを目指してに取り組む小学校7校、中学校3校のうち、志比南小学校、永平寺中学校を訪問いたしました。小学校では算数と国語の授業、また中学校では無言清掃と前後の黙想を見学し、清掃前には清掃の心構えを持ち、あとはグループごとの反省会を開いて自分自身の心を磨く取り組みを行っています。

無言清掃のきっかけは30年前、遅刻や服装の乱れなど生活上の問題を改善したいと思われた学校長が礼の心を教育の中心に据え、校舎に向かい一礼する校門の礼や、授業前の黙想、また無言清掃を取り入れたことで現在も伝統として、上級生から下級生に受け継がれています。

また、地域に根ざした行事として、昭和39年より大本山永平寺での一泊二日の参禅学習が取り入れられております。子育て支援の一環としての給食無償化事業は、保護者の経済的負担を軽減する目的で平成25年度から福井県内で初の取り組みとしてスタートし、少子化が進む中、若年層を減らさず町の活力として育てるための支援策になっているとのことでした。

2日目のあわら市は平成16年に旧芦原町と旧金津町が合併し誕生した人口約2万8,000人の町で、市が取り組むHEECE構想事業を展開し、姉妹都市交流や放課後子どもプラン事業を実施し、住みたくなるまちを目指しています。

また、合併特例債を活用して、小中学校にICT機器を導入し機器を活用して実践している授業の様子を金津中学校で視察し、改めて将来を見据えた教育環境の重要性を実感しました。

特色ある取り組みとして、2学期制の実施を通して授業数の確保により学習指導や学習支援、また、特色ある学校づくり、体験活動の充実の効果が挙げられています。

幼保小・小中連携は小1プロブレムと中1ギャップへの対応として、平成27年より12園の認定こども園が整備され、市の教育委員会との連携で5歳児教育、認定こども園、小学校、中学校間の授業の見学会や体験入学、教職員の連携会議が行われています。

中高一貫教育は対象となる中学校2校の中から、45名程度のクラスを1クラス編成し、

中3、高1、高2、高3と4年間同じクラスで確かな学力を身につけ、職業意識を持って進路選択し、将来、地域社会に貢献できる生徒の育成を図る目的の教育を実施しているとのことでした。

また、中学校の教科担任は1年生から3年生に一つの教科を教えるという縦持ちの指導を実践しています。市独自の取り組みとして、全国学力テストの対象外の2年生から5年生にも学力調査を行っています。

また、県や市の取り組みとして正規職員や非常勤講師、講師、支援員等の教職員の加配が充実しています。教職員の多忙化解消に向けての対策も上げられています。また、中学校で論語の音読や暗唱に取り組み、大切な言葉や教えを知るきっかけとなっています。

このようにさまざまな取り組みを行った結果、学力向上につなげ全国上位の成績を上げているとのことでした。

3日目の羽咋市は約2万2,000人の文化産業都市で全国学力テストでは、石川県全体の取り組みであるレベルアップを目指して、羽咋市独自の学力調査を実施し、結果公表、分析、確認、対策の実施の流れに沿って行われています。

幼保小連携事業や小中連携事業の取り組み、また、市独自の取り組みで教職員を対象に若手、中堅、ベテランと分けての意見交換や研修会を開き、指導指針の共通理解や課題改善策などに対する研修が行われ、指導する側の意識の向上やスキルアップにつながっています。

また、市が地方創生の柱として取り組んでいる自然栽培でつくられた地元の農産物を学校給食に提供するという全国でも珍しい取り組みが行われ、子どもたちの食に関する意識の向上に役立っているとのことでした。

以上で文教福祉常任委員会行政調査報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、常任委員会の行政調査報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。

平成29年3月1日から平成29年5月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、西都児湯消費生活相談センター開設についてでございますが、商品やサービスをはじめとした消費生活全般に関する対応を強化するため、西都児湯7市町村で協定を結び同センターを3月31日に開設、4月3日から本格的な業務を開始いたしました。

相談員が常駐し巡回相談なども行うことで、複雑、多様化する問題に関して、今後重要な役割を果たすことができるものと考えております。

次に、第26回石井十次賞贈呈式及び第35回石井十次生誕記念式典についてでございますが、4月10日高鍋町中央公民館で開催されました。今回は児童福祉事業に多大なる

御功績を残されております東京都の社会福祉法人共生会が受賞されました。

生誕記念式典では、第2回石井十次なわのおび賞の贈呈式や児童生徒による意見発表が行われ、高鍋町が生んだ孤児の父をしのびました。

次に、米沢上杉まつりについてでございますが、5月2日から3日間、山形県米沢市を訪問いたしました。米沢市の皆様から心温まるおもてなしを受け、また米沢市の歴史や文化にふれ、有意義な時間を過ごすことができました。これからもさまざまな機会を通じて姉妹都市との絆を深めてまいりたいと考えております。

次に、高鍋町津波避難訓練についてでございますが、5月28日、舞鶴公園ほか16会場において津波避難訓練を実施いたしました。31地区、約1,600人の参加があり、地域住民みずからが避難方法、避難経路について考えるよい機会となったのではないかと考えております。

今後とも、出前講座等により津波をはじめとしたあらゆる災害に対する住民意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、その他の政務、要望活動につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は会期日程表のとおり、本日から6月19日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの12日間に決定いたしました。

日程第4. 議案第27号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「高鍋町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第27号（専決第1号）「高鍋町税条例の一部改正について」提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布、同年4月1日から施行となり税務事務に支障を来すため、関連します高鍋町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の主な内容といたしましては、町民税の肉用牛売却による事業所得にかかる課税特

例等の改正、固定資産税の課税標準及び特例等についての改正、軽自動車税の税率軽減等の特例等の改正でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 議案第27号について、詳細説明を申し上げます。

別添資料の新旧対照表の1ページから21ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。

条文等が前後する場合がありますが、税目ごとにまとめた形で説明をさせていただきますと思っております。

まず、町民税に関する部分になりますが、税条例の第33条、34条の9、附則第16条の3、第2項、附則第20条の2、第4項、附則第20条の3、第4項、第6項の関係になりますが、上場株式等にかかる配当所得については、従前より申告不要制度、申告分離課税、総合課税の選択について納税者が任意に選択できましたが、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であるということを確認したことになります。

次に、第48条、第50条についてであります。法人町民税の申告納付について延滞金の計算となる期間にかかる規定を整備するものでございます。

次に、附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例、事業所得にかかる町民税の所得割の額を免除するものということになりますが、それについての適用期限を平成33年度までの3年間延長するものでございます。

次に、附則第17条の2につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例について、適用期限を32年度までの3年間延長するものでございます。

続きまして、固定資産税に関する部分になります。

第61条第8項につきましては、震災等により滅失した償却資産にかかる固定資産税の課税標準の特例についての規定で4年度分を2分の1とするものでございます。

次に、第61条の2、附則第10条の2、第5項から第16項につきましては、保育の受け皿整備の促進のための家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、利用定員が5人以下ということになりますが、及び企業主導型保育事業にかかる課税標準について、わが町特例を導入して負担軽減を図るもの及び条文の整備を行うものでございます。

次に、第63条の2につきましては、居住用超高層建築物いわゆるタワーマンションにかかります税額について、各区分所有者ごとの税額を算出際に用いる専有床面積を実際の取引価格の傾向を踏まえて、補正をするように見直すものでございます。

次に、第63条の3につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限って所有者の申し出により従前の共用土地にかかる税額の按分の方法と同様の扱いを受けるようにするために、規定の整備を行うものでございます。

次に、第74条の2につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生4年分に限り特例を適用する規定を整備するものでございます。

次に、附則第10条につきましては、法律の改正にあわせての読みかえ規定でございます。

次に、附則第10条の3、第9項、第10項につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額、特例適用対象税額の3分の2にするということになりますが、受けようとするものが提出する申告書について規定をするものでございます。

最後に軽自動車に関する部分になります。

附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例について適用期間を2年延長するものでございます。

次に、附則第16条の2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定するもので自動車メーカーによる不正行為に起因にして納付の不足額が生じた場合のことでございます。

以上が詳細説明でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。議案第27号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか、12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 5項目ぐらいありますので、すみません。ゆっくり読ませていただきたいと思います。

条例の一部改正等に伴い、対応世帯は何世帯あると見込まれるのかお伺いしたいと思います。

今回の改正においては、勘案するという文言が多く使われているようでございますが、勘案するとはどこまでのことを指すのかお伺いします。

第48条の3などにおいて、納付書によりとよっての言葉の違いの解釈はどのようにすべきなのかをお伺いします。今回の条例改正は国の法改正に伴うものであることは認識していますが、これが町民にとって有効なものとして活用できると判断されているのか、もしくは国が法改正したからそれに準じて改正を行うだけなのかお伺いします。

これは、いつも疑問に思うことであるんですが、法律というのは常に住民にわかりやすく提供されるものであると私は考えますが町長はいかがお考えでしょうか。これは町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 順序が前後するかもしれませんが、回答させていただきます。

まず、一部改正に伴っての対応世帯ということなんですが、今回の改正に伴いましては、被災地域等に関してはうちが該当するものはございません。それに関連してのような

解釈かとは思いますが、今回の改正によって町民にとって有利なのか、国がやるからかというということではございますが、内容によりましては、今後の先ほどありました保育事業の関係等につきましては、今後該当するものが出てくるのではないかというふうには考えております。

国の改正にあわせて文言等について、「よって」とか「より」とかいうところも絡むんですが、それにつきましても、ほぼ内容的には同じものではあるんですが、条文等の改正におきましては、その条文のいじるときに文言の訂正とか、その場合にしかできませんので、それをあわせて行っているというものになります。

○議長（永友 良和） 税務課長、勘案という意味はよく使われているがということだったと思いますが。

○税務課長（杉 英樹君） 勘案ということで、参考にそれを計算するということになります。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 住民税関係のところを書いてある部分になるかと思いますが、この規定につきましては、選択できるものというのがもともと町民、いわゆる申告者のほうが選択できたんですけど、明確に書いてなかった部分もありまして、あと金額等によりまして、こちらを選択したほうが有利とかそういうものがありますので、町民税に関しては町のほうで当然納税者に有利なほうをということで、いろんなものの計算をした上で課税をするとかっていうところで調査をしたりとか、資料を見たりというところを含めて勘案してということで期待をされているというものというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 最後の質疑を町長お願いします。

○町長（黒木 敏之君） 只今、税務課長の答えられたことかと思いますが、国の税制の改正でございますので我々としてはそれを受け入れて、中村議員のおっしゃったように住民にわかりやすくお伝えしていくということが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） わかりにくい言葉が多いから聞いたんです。勘案するというのは、どこまで考えるのかという一つのこと、私今までも税務課は申告時においては、十分勘案してきたと思うのです。やはり、この人にとって住民税をこのようにしたほうがより有利なんじゃないかということで、高くとるほうを選んだことは私、一度もないと思うんです今まで。住民税を徴収するときに、申告を受け付けたときに十分勘案してきたと思

うのです。

なぜ、今になって勘案という言葉を使わなきゃいけなくなったのか。特別、例えば高鍋町で勘案してもいい部分というのが、ひょっとしたら出てきたのかなというふうに思ったんです。今までも十分住民の立場になって、申告時には調整されてアドバイスもされて、そしてできるだけ町民に有利なようにしっかりと申告書の受付なり、申告については税務課がずっと今までされてきたと私は思っているんです。

だから、それから考えたときには勘案するという文言がなぜいきなり出てきたのかなというのが、特別に例えば延滞税をとるときに、例えば、何か勘案する事項が別に出てきたのかどうかということがちょっと気になったんです。でも、これずっと見る限りでは全然そういう条項がないわけです。文言がないわけです。それ以外に勘案するという文言以外には何にも出てきてないわけです。

だから、別段その高鍋町が勘案するって、今までも勘案してきたっちゃんないかなっていうふうに思っているから、そこ辺のところがちょっと気になったところではあるんです。確かに国の税法が変わったりすれば、当然、上位法が優先するわけですから、今までも私言ってきたと思うんですが、ある程度、地方分権法から言えば、地方にやはりその全権が委ねられているというふうなことを考えていけば、あまり変な言葉でいじくって、町民に対してわからなくなる言葉を使うよりも、もっと簡単に説明しやすい、そういった内容が私はよろしいんじゃないかなというふうに思ったから質疑をしているわけです。

何もこれに対して反対とか言っているわけではないんですが、少なくとも、税法なんか見てもなかなかわからない。例えば、先ほど答弁がありましたけれども、対応世帯はどうかということを知ったときに、保育事業によってあり得るかもしれない。出てくるかもしれないという答弁がされたと思うのです。

だから、いろんな改正等がある中で、例えば高鍋町は災害には遭っていません。しかし、例えば災害に遭った人が高鍋に移住をしてきたと、来られたといった場合に、もし、そういう条項が適用されるのではないかということが出てきたときに、こういう条項は生きてくると思うのです。

やはり、それはちゃんと持っておかなくてはならない条項であるとは思いますが、例えばこれから日向灘沖地震ももっと大きい地震がひょっとしたら起きる可能性があるかもしれない。それに鑑みて、要するに準じてというか、今までの東北沖の地震津波、阪神淡路大震災以降からやはり熊本地震を経て、私たちが、やはり何を住民のために準備しないといけないのかということが税法の改正については、地方自治体で行っていく改正については、そこも逆に言えば勘案する必要があるんじゃないかなというふうに思ったから、国の法律の改正から言えば、これ被災地等に関してだけの感じというのが見られるわけです。関係ないよと言えば関係ない部分なんです。

だけど、これを例えば高鍋町に当てはめて考えたときに、これから例えば、もし万が一、日向灘沖地震が起きた場合に、じゃあ、どういう条項をどういうふうに当てはめていけば

いいかということは、これは例えばいろんな訓練時においても、やはり税務課も当然、その訓練時においてこういう法令が適用されますよということは、ぱっと言えると思うのです。

だから、私がお願いしたいのは、やはり条例の一部改正をしていく上では、住民にわかりやすい、そして的確に言えるような内容にしてかないと。例えば、勘案ということの問題、じゃあ、それも具体的にきちんと言えないと、どこをどう勘案するのかっていうところは、非常に難しい問題だと思うのです。いろんな文言で国でも騒がれておりますが、やはり相手の気持ちを指してするんじゃないで、法律用語ですからしっかりと法律用語として勘案というのは、じゃあどこまで勘案するのか、していいのかというところをしっかりとお伝え願わないと、私たちも住民から聞かれたときに、こういうところまで税務課が考えてくれると思うから聞いてみたらいいよということにはならないと思うのです。

だから、チェックする立場の議会議員としては、その辺のところはどう変化していくのか、変更になるのか、どう住民のために使いやすい条例となるのかというところが一番知りたいわけです。だから、ただ国が法改正をしたから文言を訂正する、内容を訂正するということでは私もちょっといささか地方自治体の職員として、もう少し頑張っていたきたいなど。そういう能力は十分に備えているわけですから、今までにも十分勘案して住民の立場に立って、住民税の掛け方については今まで税務課はずっとやってきたというふうに、私は認識していましたが、いや、そうじゃなかったのかというちょっと気持ちにもなりましたので、そうじゃないよというところをちゃんと示していただければというふうに思います。

○議長（永友 良和） 中村議員、今のはもう質疑じゃないですね。

○12番（中村 末子君） いや、質疑だから。

○議長（永友 良和） 質疑ですか。

○12番（中村 末子君） そうじゃない。今までしてきたことをちゃんと述べて。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） ちょっと先ほど説明が足りませんでしたので、補足でさせていただきます。

新旧対照表の2ページを見ていただきますと、右側の列が新しいほうになりますが、そこに記載してありますように、申告者のほうが申告書をこれ2種類あるんですけど、それを提出した場合、いわゆる所得税で言いますと申告納税ですから、御本人の考えで提出をします。町民税につきましては、賦課決定方式でやっておりますので、申告書が優先というのがあるんですけども、その中身を見て、こっちが有利だよということがあれば、そういうことによって町長が認めればこの限りではないということなので、変更して所得税と違う方式を選択してもいいというものなので、現状でも今までもそういうことで納税者のほうとお話等させていただいておりますが、明確化したということで書くことによってさらに充実するというか、わかるようにしたというような文言になりますので、これまで

もそういう形でやってきております。

一つの例にはなりますけど、配当関係のことについてのみのこととなりますが、今回の条文の改正につきましては、配当等の金額によってどの方式、源泉分離と言われる最初に事業者の配当するところが先に引いてきたらそれで終わりという方法とか、あとほかのほうと総合課税の方式を選択したりとか、いろいろできましたので、それが通常同じものという認識がある中のものを別でもできるということを規定しているものであります。

単純に300万円とか500万円とかその金額の場合の配当と1,000万円を超えるような金額等によっては、全然選択する方法で税率が全然変わってきますので、多いものになると20.315%、少ないものでいくと1桁というのになる場合も金額によってありますが、幾らのとき幾らかというのはその人、その人で違いますので、一概に言えませんが選択方法でかなりの税率が変わるということだけのこととなります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を起立によって採決します。

本件は原案どおり、承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「高鍋町税条例の一部改正について」は承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第28号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第28号（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に交付、同年4月1日から施行となり、税務事務に支障を来すため関連します高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規

定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の減額の対象となる所得判定基準の改正でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 議案第28号について詳細説明を申し上げます。

新旧対照表の22ページもあわせて御参照いただきたいと思います。

第23条についてでございます。国民健康保険税の減額の対象となる所得の判定基準の改正でございます。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に変更、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を48万円から49万円に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。

これから、質疑、討論、採決を行います。

議案第28号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」質疑を行います。質疑ありませんか、12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほどと同じような質疑になるんですが、条例の一部改正をすることによって対応世帯が変化があるのかどうかお伺いしたいと思います。まだ、ひょっとしたら調べてらっしゃらないかもしれませんので、その辺のところあわせてお願いします。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 人数等の関係でございますが、軽減判定にかかる所得額が変更されることによって影響されます被保険者の人数、世帯数についてになります。基礎課税分後期高齢者支援金等課税分につきましては、5割軽減対象者が12世帯で27名ふえます。

それから2割軽減対象が10世帯の17名の増となります。国保全体での話になりますが、介護納付金課税分につきましては、5割軽減対象者が6世帯で8名、2割軽減対象者が2世帯で人数はプラマイでゼロということになります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）「高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について」は承認することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第6. 報告第1号

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 報告第4号

○議長（永友 良和） 日程第6、報告第1号平成28年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第9、報告第4号平成28年度株式会社めいりんの里会計決算及び平成29年度会計予算についてまで、以上4報告を一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 報告第1号平成28年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、報告第4号平成28年度株式会社めいりんの里会計決算及び平成29年度会計予算についてまでを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号平成28年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、庁舎非常用発電設備整備事業ほか7件の事業につきまして繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

これらの事業につきましては、先般の議会におきましてそれぞれ繰越明許費設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので御報告するものでございます。

次に、報告第2号平成28年度高鍋町水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、年度内に工事を完了することができなかった配水管布設替え工事費の工事請負費に

ついて、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画について報告を受けたので、その旨御報告申し上げるものでございます。

繰越工事件数は3件で繰越金額は2,037万9,200円、繰越原因につきましては、国土交通省発注の国道10号古港橋耐震補強工事におきまして地元の要望、協議に不測の日数を要したため年度内の完成が不可能となり、同橋に添架予定の水道管布設替え工事の足場設置ができなかったこと、またそのことに伴い前後の工区の取りつけ工事にも影響を来したため、やむを得ず配水管布設替え工事について繰り越しをするものでございます。

次に、報告第3号平成28年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成29年度会計予算について及び報告第4号平成28年度株式会社めいりんの里会計決算及び平成29年度会計予算についてでございますが、これらにつきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定により、普通地方公共団体の長は資本金の2分の1以上を出資する株式会社について、毎事業年度、経営状況を説明する書類を作成し、次の議会に提出することとされていることから、このたび御報告を申し上げるものでございます。

以上4件につきまして御報告申し上げます。

日程第10. 同意第4号

日程第11. 同意第5号

日程第12. 同意第6号

日程第13. 同意第7号

日程第14. 同意第8号

日程第15. 同意第9号

日程第16. 同意第10号

○議長（永友 良和） 日程第10、同意第4号高鍋町農業委員会の委員の任命についてから日程第16、同意第10号高鍋町農業委員会の委員の任命についてまで、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第4号高鍋町農業委員会の委員の任命についてから同意第10号高鍋町農業委員会の委員の任命についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

同意第4号から同意第10号についてでございますが、これらにつきましてはいずれも現在の農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了となり、今後は選出方法が選挙制と町長の選任制の併用から町長の任命制に変更になりましたことに伴い、同意第4号につきましては二宮國光氏を、同意第5号につきましては大福裕子氏を、同意第6号につきましては森清一氏を、同意第7号につきましては坂本弘志氏を、同意第8号につきましては永友清太氏を、同意第9号につきましては幸妻正浩氏を、同意第10号につきましては宇治橋俊美氏を新たに委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上7件につきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） これより御審議をいただく同意第4号から第10号につきまして略歴の紹介をいたします。

同意第4号、氏名、二宮國光、生年月日、昭和18年10月22日、73歳です。現住所、高鍋町大字持田1483番地5。最終学歴、昭和45年3月、専修大学法学部法律学科卒業。職歴等、昭和38年4月農林水産省、平成13年3月、同上を退職、平成13年4月、独立行政法人農林水産消費技術センター常勤監事、平成15年3月、同上を退職、平成15年4月、社団法人全国トマト工業会総務部長、平成16年3月、同上を退職、平成16年4月、社団法人日本外食品卸協会専務理事、平成18年3月、同上を退職、現在に至っております。

続きまして、同意第5号、氏名、大福裕子、生年月日、昭和22年6月20日、69歳です。現住所、高鍋町大字北高鍋903番地3。最終学歴、昭和41年3月、三重県立津市女子高等学校卒業。職歴等、平成4年2月、宮崎県家畜改良事業団、平成16年3月、同上を退職、平成16年4月、農業、平成27年6月、高鍋町農業委員会委員で現在に至っております。

続きまして、同意第6号、氏名、森清一、生年月日、昭和32年12月10日、59歳です。現住所、高鍋町大字持田6192番地6。最終学歴、昭和55年3月、日本大学農獣医学部畜産学科卒業。職歴等、昭和55年4月、児湯農業協同組合、平成15年3月、同上退職、平成15年4月、農業、平成23年7月、高鍋町農業委員会委員で現在に至っております。

続きまして、同意第7号、氏名、坂本弘志、生年月日、昭和32年6月1日、60歳です。現住所、高鍋町大字上江4647番地1。最終学歴、昭和55年3月、近畿大学農学部農学科卒業。職歴等、昭和55年4月、農業、平成11年7月、高鍋町農業委員会委員で現在に至っております。

続きまして、同意第8号、氏名、永友清太、生年月日、昭和35年4月2日、57歳です。現住所、高鍋町大字持田4962番地。最終学歴、昭和58年3月、宮崎大学農学部農学科卒業。職歴等、昭和58年4月、宮崎県立日南農林高等学校、昭和61年3月、同上退職、昭和61年4月、農業、平成23年7月、高鍋町農業委員会委員で現在に至っております。

続きまして、同意第9号、氏名、幸妻正浩、生年月日、昭和30年10月17日、61歳です。現住所、高鍋町大字上江5665番地1。最終学歴、昭和49年3月、建設大学校土木施工学科卒業。職歴等、昭和49年4月、株式会社間組、昭和50年12月、同上退職、昭和51年7月、有限会社大岩通信、昭和63年3月、同上退職、平成元年7月、農業、平成18年4月、高鍋町農業委員会委員、平成21年5月、同上退任で現在に至っております。

続きまして、同意第10号、氏名、宇治橋俊美、生年月日、昭和24年10月15日、67歳です。現住所、高鍋町大字南高鍋10997番地。最終学歴、昭和43年3月、宮崎県立高鍋農業高等学校卒業。職歴等、昭和43年4月、農業、平成23年7月、高鍋町農業委員会委員で現在に至っておられます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。

本7件は人事案件でありますので、討論を省略し、これから1議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、同意第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから同意第4号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第4号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから同意第5号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第5号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから同意第6号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第6号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

ここで同意第7号ですが、この議場に本人がおられますので、坂本弘志氏の退場を求めます。

〔農業委員会会長 坂本 弘志君 退場〕

○議長（永友 良和） 次に、同意第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから同意第7号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第7号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

ここで坂本弘志氏の入場を許可いたします。

〔農業委員会会長 坂本 弘志君 入場〕

○議長（永友 良和） 次に、同意第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから同意第8号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第8号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから同意第9号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第9号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これから同意第10号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第10号高鍋町農業委員会の委員の任命については同意することに決定いたしました。

日程第17. 議案第29号

○議長（永友 良和） 日程第17、議案第29号高鍋町庁舎非常用発電設備設置工事請負

契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第29号高鍋町庁舎非常用発電設備設置工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 議案第29号について詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町庁舎非常用発電設備設置工事、工事場所は高鍋町大字上江8437番地、契約の方法は指名競争入札、契約金額は5,745万6,000円、契約の相手方は住所が高鍋町大字上江70番地2、株式会社神田電工、代表者、代表取締役神田博美でございます。

なお、工事につきましては平成29年5月23日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社黒木電気工事店、株式会社神田電工、有限会社真和電機、有限会社成和電設の4社でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第29号高鍋町庁舎非常用発電設備設置工事請負契約について質疑を行います。質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） この指名に入った業者というのは、何かこの高鍋町の庁舎非常用発電設備をつくることにおいて、何か資格が必要なものがあつたのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、契約金額については落札率、いわゆる上限価格における落札率は何%であつたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 業者につきましては事前の、指名審査に当たって適切に処理をされております。契約の落札率につきましては94.75%でありました。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど質疑したのは、何か資格が必要か、指名として、多分指名願いを出してらっしゃるところではあると思うんですが、この非常用の発電設備について、私も総務常任委員会におりますので、どういった内容で設置されるのかというのはある程度聞いたところではあります。これについては、いろいろ制限されるものが、何か資格とかも必要な部分が、必要であると聞いておりましたが、それを埋め込むに当たって、

設置をするに当たって、何か特別に必要な資格がこの何か工事を請け負うところに必要だったのかどうかというのは確認をしていないんですが、そこに必要ないということであれば、まず電気工事の資格があればもう大丈夫なのか、何が大丈夫なのかというところをちょっとそこだけお聞かせ願いたいと思います。

それから、落札率が94.75%ということは、少しひよっとしたら高いのかなと。やっぱり92%を超す、超さないというところが問題になるんですが、それについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） この工事につきましては、いわゆる停電時に庁舎機能を維持できるような発電機の設置でありますし、また、その燃料となるタンクを駐車場に埋設する工事がありますので、そういったもろもろの工事に対して資格があるような業者を指名したところでございます。

落札率につきましては94.75%ということでありまして。今般の入札につきましては高鍋町の財務規則等に基づきまして適切に執行をされております。入札の価格の積算内訳書を確認した結果、不自然な入札の状況は判明しておりませんので適正であったというふうに判断をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第29号高鍋町庁舎非常用発電設備設置工事請負契約については原案のとおり可決いたしました。

日程第18. 議案第30号

○議長（永友 良和） 日程第18、議案第30号蚊口西の二地区津波避難タワー建設工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第30号蚊口西の二地区津波避難タワー建設工事請負契約に

ついて提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 議案第30号について詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、※蚊口西の二地区津波避難タワー設置工事、工事場所は高鍋町大字蚊口浦5171番地、契約の方法は指名競争入札、契約額は9,450万円、契約の相手方は住所が高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店、代表者、代表取締役社長増田秀文でございます。

なお、工事につきましては平成29年5月23日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設、株式会社岩切建設、有限会社松浦工務店の4社でございます。

済みません、失礼しました、ちょっと訂正いたします。契約の目的でございますが、蚊口西の二地区津波避難タワー建設工事であります。訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第30号蚊口西の二地区津波避難タワー建設工事請負契約について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 落札率についてだけお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 落札率についてでございますが、本件につきましては95.04%でございました。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほども質疑をいたしました。やはり落札率が高いということになると、いろんなことが疑わしいということにもなりかねませんので、そのところですね、再度質疑をさせていただきたいと思います。

まず、これが92%までに落ちなかった理由というのは、まあ、わからないかもしれませんが、業者で話し合いが行われていたんじゃないかと、ひょっとしたらそういうことがあったんじゃないかとちょっと思慮をされるんですが、そういうことはなかったということは確認されていらっしゃいますか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 本町の指名につきましては、予定価格を公表を行っておりますので、そういったことも多少そういう要因もあるのではないかとはいふには考えてお

※後段に訂正あり

りますが、談合等につきましては、町のほうでも談合防止のマニュアル等を設置して要綱等をつくっております、それにのっとって対応をいたしますので、事前にそういった情報もありませんし、また工事につきましても先ほど申し上げましたとおり、建築については2,500万円以上の工事につきましては積算工事の内訳書の提出を求めていますので、それに基づいて適正な判断をしております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号蚊口西の二地区津波避難タワー建設工事請負契約については原案のとおり可決いたしました。

日程第19. 議案第31号

日程第20. 議案第32号

日程第21. 議案第33号

日程第22. 議案第34号

日程第23. 議案第35号

日程第24. 議案第36号

○議長（永友 良和） 次に、日程第19、議案第31号高鍋町税条例の一部改正についてから、日程第24、議案第36号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上6件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第31号高鍋町税条例の一部改正についてから、議案第36号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第31号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、関連します高鍋町税条例の一部を改正する必要が生じたので、

所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、町民税の控除対象配偶者の定義変更による既定の整備を行うもの及び附則により関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第32号高鍋町子ども医療費助成に関する条例等の一部改正についてでございますが、本案につきましては、本年10月から子ども医療費の助成対象者を小学校卒業前までから中学校卒業前まで拡充し、医療費の一部負担金を無償化することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第33号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ3億6,583万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億2,183万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、防犯灯LED取り替え事業、避難所等無線LAN環境整備事業、認定こども園施設整備補助事業、子ども医療費助成費の追加、産地パワーアップ補助事業、老瀬地区農地整備事業、スタンプカードイベント補助事業、道路改良事業、松本地区急傾斜地崩壊対策事業、小型ポンプ積載車購入事業、学校トイレ改修事業、総合体育館大規模改修事業等でございます。

財源といたしましては、国・県支出金、繰入金、諸収入及び町債等でございます。あわせまして地方債につきまして、活性化推進事業のほか6件の追加、町単独道路改良事業のほか2件の変更及び小学校施設環境改善交付金事業の廃止を行うものでございます。

次に、議案第34号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算の国民健康保険税と繰越金の調整を行うものでございます。

次に、議案第35号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ30万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億257万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入歳出とも国の標準システム設定誤りによる保険料還付金の増額でございます。

次に、議案第36号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,099万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,363万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出では事業認可変更図書作成に伴う委託料及び不明水調査に伴う役務費の増額、歳入では一般会計繰入金の増額でございます。

以上6件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時40分散会
